

第2号様式（第12条関係）

令和3年度 第1回大和市情報公開審査会 会議要旨

- 1 日 時 令和3年5月17日（月） 午前10時00分から午後0時20分
- 2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 第6会議室
- 3 出席者 大津浩会長、坂田淳一委員、鈴木健次委員、鈴木珠恵委員、福永清貴委員
- 4 傍聴人数 0人（非公開）

5 次 第

(2) 議 題

- ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（継続審議）No.195 案件  
【街づくり計画部 街づくり推進課】
- ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問）No.196 案件  
【街づくり計画部 街づくり推進課】
- ③ 行政文書一部公開決定に対する審査請求について（諮問）No.197 案件  
【文化スポーツ部 図書・学び交流課】

6 議事要旨

(1) 議 題

- ① 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）  
【No.195 案件：街づくり推進課】

会 長 前回の審査会での議論と継続審議の経緯について事務局から説明する。

事務局 前回の審査会では、平成26年の資料についていた詳細な単価の資料が、平成27年度、28年度の資料にはついていないのは不自然ではないのか、市は理由を問いたすべきではないのかといった点が議論となった。そこで、今回の審査会にてこの点につき事実関係を確認するべく、所管課の街づくり推進課から、ヒアリングすることとなった。

会 長 以上の点について実施機関から説明をしていただきたい。

担当課 当時、本件組合と直接対応した担当者から間接的に状況を聞いていた職員に聞き取りをしたところ、当時の担当者が「市としては出来高が分かる資料があれば詳細な資料は必要ない」と本件組合に伝えていたとのことである。

会 長 平成27年度以降は詳細な資料が必要ないこと理由はなにか。

担当課 確認できていない。

会 長 前年度に提出された資料を不要とした理由が分からない。慣例として市役所業務では行政の安定性からも前例踏襲が慣例と考えられるが、前年度のやり方を変える場合には、その必要性理由等を議論した記録があると推測されるが、

そうした記録が本件ではない。そうした議論や決定を経ずに相手方の組合の負担を軽くしたかったなどの現場の判断でしたことは考えられる。こうした現場の判断での変更とかいった理由が無いと、市として都合が悪いから隠したのではないか、隠すよう指示したのではないかと疑念を審査請求人が抱くことも不自然ではない。

委員 実施機関から審査会に詳細な説明がされていない。職員個人で判断したのか、部内で話し合っただけなのか、賛否の判断、基本的な方針は予め決めていないのかなどの点につき、記録もないし、詳細な調査がされておらず残念だ。また、審査請求人に対しても、詳細な単価資料が提出されなかったこととその理由を伝えるべきではなかったのか。そうすれば審査請求人も請求時点で納得したのではないか。資料が存在しないことは明確になったが、必要無いと判断したことについて正当かどうか分からず、請求人が納得できるような丁寧な説明にはなっておらず冷たいと思う。

会長 情報公開制度上、非公開の場合の請求者への説明はどのようになっているのか。

事務局 文書不存在を理由として非公開決定となる場合は、情報公開条例第11条4項の解釈により決定通知書に理由は必要的記載事項ではなく、請求時や公開時に対象文書が存在しないこととの背景事情の説明は義務付けられていないが、運用としてこのような説明をするかは実施機関の裁量に委ねられていると解する。

担当課 存在しない理由を説明できない請求もある。

会長 本件では、前回あったものが今回は無いということなので、無いことについて正当な理由が必要とされる。最初から存在しないものについての理由を求めているのではない。前は存在したものがなぜ今回は存在しないことになっているのか。その理由を請求人に伝えると担当課にとり不都合があるのか。

担当課 不都合とは考えていない。

委員 先に理由を説明できていれば請求人は納得したのではないか。

担当課 保有している文書は全て公開している。

会長 情報公開条例第11条4項の適用だが、本件のような場合には不存在の理由は丁寧に請求者に説明すべきと考える。本件のようなグレーゾーンの場合について市の考え方を検討する必要があるのではないか。

(担当課退席)

会長 不存在の理由まで請求者に説明すべきか、という点が問題となるが、意見はあるか。

委員 制度の趣旨からみて、もう少し説明の仕方に情があってもよいのでは。結論としては文書不存在でよいと考える。

会長 請求者にはどのように伝わるのか。

事務局 答申と裁決書が請求人に交付される。

会長 答申上、文書不存在の判断自体は妥当とするが、不存在の理由を丁寧に説明すべきであったという意見を盛り込むべきか。

委員 文書不存在の理由が明確にならない限り、妥当とは言えないと考える。論理的には妥当ではないのではないかと。十分な説明を求めるとすべきではないか。

委員 文書不存在はやむなしだが、実施機関内部での十分な検討がなされていないのでは。

会長 方向性として、原処分妥当ではあるが、審査会での議論となった実施機関による説明の必要性や記録の作成に関し、付帯意見を追加することでよいか。

#### 【全員了承】

#### ② 行政文書非公開決定に対する審査請求について（諮問：継続審議）

【No.196 案件：街づくり推進課】

会長 前回の審査会での議論について事務局から説明する。

事務局 2つの論点で議論となった。一つ目は、請求人が主張する文書（1，2，5，6）について、権利床価額及び保留床価額の算定として必要であり実施機関は保有しているのではないかと。二つ目は、文書（3，4，7）について、工事費増額分の算定として必要であり、実施機関は保有しているのではないかと。

会長 専門的な説明について審査会が判断するのは困難だが、実施機関は請求人が納得する説明が尽くされていると考えるか。請求人の主張では公開されている資料では権利床価額及び保留床価額の積算ができないと主張している。

担当課 権利床価額及び保留床価額の算出は再開発組合が行うものである。

組合は、権利変換計画を作成するにあたり、従前資産を、近傍類似の土地又は近傍同種の建築物の取引価格等を考慮して定める相当の価格で評価することとし、不動産鑑定業者に鑑定評価を依頼した。不動産鑑定業者は、従前資産の評価額について鑑定を行い、「不動産鑑定評価書」を作成し、これを組合に提出した。組合は、鑑定評価をもとに、権利変換計画における権利床及び保留床の価格を決定した。その後、組合は、県知事から、権利変換計画の認可を受けている。市は組合との間で、保留床譲渡契約を締結し、市議会の議決を経ている。

組合は専門的な観点から合理的な手法によって積算された鑑定評価額をもとに権利床及び保留床の価格を決定している。その後、県知事の認可を受け、保留床譲渡契約の締結にあたっては市議会の議決も経ており、適正な価格の範囲と考え

ている。工事項目ごとの資料は受け取っており、それは既に請求人に公開している。

(担当課退席)

会 長 考え方は2つある。1つは専門家を呼ぶ、2つ目は我々審査会で決めるのだが、文書不存在は明らかに不合理ではないので、非公開決定は妥当であるということになる。

委 員 請求人に対する説明が不十分だが、市民の立場から少し詳細に説明すべき。既に公開した文書の中から適正な価格を担保した資料を挙げればよい。

会 長 総合的専門的判断が必要な事例であり明らかに不合理ではないという結論にならざるを得ないと考える。請求人が積算根拠が不足としていることに対し、実施機関は公開済みの資料で積算根拠として十分でありそれ以外の文書はないとの主張が不合理とは思われない。

文書不存在を理由とした非公開の原処分は妥当であると結論してよいか。

【全員了承】

(3) 行政文書一部公開決定に対する審査請求について (諮問：継続審議)

【No.197 案件：図書・学び交流課】

会 長 半公的な管理組合の案件だが非公開箇所に黒塗りが多い。法人の財産権を本当に侵害しているのか。

委 員 制度の趣旨では公開すべき。管理組合が市と全くの別法人という判断は妥当ではない。

会 長 黒塗りが多いことは全員一致している。こうした管理組合の情報に関する公開基準を決める必要があるのではないか。

次回までに事務局は他の自治体の事例を、争訟中のものも含めて調査するように。公開基準については、他の自治体を踏まえて検討する必要がある。調査報告を参考に議論し、公開基準を検討していきたい。

本件は継続審議とし、次回審査会にて、事務局より調査報告することとしてよろしいか。

【全員了承】